

令和 4 年 6 月 7 日 招 集

第 5 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

## 令和4年第5回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第4号	専決処分事項の報告について	令和4年 6月7日		
報告第5号	専決処分事項の報告について	"		
報告第6号	繰越明許費繰越計算書の報告について (令和3年度天草市一般会計)	"		
報告第7号	繰越計算書の報告について(令和3年度 天草市病院事業会計)	"		
報告第8号	繰越計算書の報告について(令和3年度 天草市水道事業会計)	"		
報告第9号	繰越計算書の報告について(令和3年度 天草市下水道事業会計)	"		
報告第10号	事故繰越し繰越計算書の報告について (令和3年度天草市一般会計)	"		
報告第11号	一般財団法人天草下島北部地域観光振 興公社の経営状況の報告について	"		
報告第12号	株式会社うしぶかの経営状況の報告に ついて	"		
報告第13号	株式会社プラスファイブの経営状況の 報告について	"		
報告第14号	有限会社愛夢里の経営状況の報告につ いて	"		
議第114号	天草市立天草アーカイブズ条例の一部 を改正する条例の制定について	"		
議第115号	天草市税条例等の一部を改正する条例 の制定について	"		
議第116号	天草市手数料条例の一部を改正する条 例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第117号	天草市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について	令和4年6月7日		
議第118号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	〃		
議第119号	工事請負契約の締結について	〃		
議第120号	工事請負契約の締結について	〃		
議第121号	令和4年度天草市一般会計補正予算（第1号）	〃		
議第122号	令和4年度天草市一般会計補正予算（第2号）	〃		
議第123号	令和4年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）	〃		

## 報告第4号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 平成30年11月6日（火曜日）
- 2 事故発生場所 天草市天草町福連木641番地4地先（市道小野線）
- 3 和解の相手方 天草市在住者
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、大型工事車両の通行の支障となる立木等の伐採を行った際、相手方私有地内の販売用に管理していた花きを誤って伐採し、相手方に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 40,000円
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和3年7月21日（水曜日）  
午前10時30分頃
- 2 事故発生場所 天草市本渡町本渡1425番地2（十万山公園敷地内）
- 3 和解の相手方 福岡県福岡市城南区東油山四丁目19-21  
株式会社メディアサポート（車両使用者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、除草作業中の本市職員が芝刈機によって小石を跳ね上げ、駐車していた相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 23,340円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第6号

繰越明許費繰越計算書の報告について

令和3年度天草市一般会計補正予算（第9号、第11号、第12号、第13号、第14号及び第15号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
2	総務費	4 戸籍住民基本台帳費	4,538,000	4,538,000		4,538,000				
3	民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	150,131,000	150,131,000		150,131,000			
		2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備支援事業	15,460,000	15,460,000		15,460,000			
		3 児童福祉費	私立保育園等整備事業	81,712,000	81,712,000		56,177,000	25,500,000		35,000
			子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	2,504,000	2,282,000		2,282,000			
			保育士等処遇改善臨時特例事業	62,567,000	62,364,000		62,364,000			
			子育て世帯への臨時特別給付(クーポン給付)事業	558,117,000	404,851,640		404,851,640			
子育て世帯緊急支援給付事業(市単独)	5,320,000		2,056,000		464,000			1,592,000		
5	農林水産業費	1 農業費	農業委員会費事務経費	1,080,000	1,080,000		1,080,000			
			農業水路等長寿命化・防災減災事業	129,756,000	99,756,000		95,000,000	2,700,000		2,056,000
	3 水産業費	海岸堤防等老朽化対策事業	40,000,000	40,000,000		20,000,000	20,000,000			
		水産基盤整備事業	79,000,000	59,566,000		30,682,216	27,400,000		1,483,784	

令和3年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
6 商工費	1 商工費	企業誘致促進事業	14,229,000	9,837,700		9,238,123			599,577	
		天草宝島商品券利用促進事業	71,646,000	56,375,000		29,728,000			26,647,000	
		観光施設整備事業	20,000,000	16,161,000		8,080,000	8,000,000		81,000	
7 土木費	1 土木管理費	宅地耐震化（変動予測調査）事業	18,000,000	18,000,000		9,000,000	9,000,000			
		2 道路橋梁費	市道改良（交付金）事業	148,145,000	107,087,000		65,108,000	35,900,000		6,079,000
			市道改良（単独）事業	29,000,000	29,000,000			27,500,000		1,500,000
	橋梁維持補修事業		24,926,000	24,926,000			23,600,000		1,326,000	
	3 河川費	土砂災害危険住宅移転促進事業	3,000,000	3,000,000		3,000,000				
	4 港湾費	港湾施設改修事業	13,500,000	1,500,000		500,000			1,000,000	
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	824,920,000	575,607,000		325,535,060	239,100,000		10,971,940	
都市計画道路太田町水の平線整備事業		223,040,000	155,534,000		88,415,330	67,100,000		18,670		
7 住宅費	廃屋及び空き家等対策事業	15,278,000	15,278,000		5,919,000			9,359,000		
8 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	10,000,000	10,000,000			7,500,000		2,500,000	

令和3年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 教育費	2 小学校費	感染症対策事業（小学校）	17,100,000	17,100,000		17,100,000			
	3 中学校費	感染症対策事業（中学校）	12,600,000	12,600,000		12,600,000			
	6 学校給食費	本渡学校給食センター建設事業	6,857,000	6,857,000			6,500,000		357,000
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（農業施設等）	116,300,000	99,000,000		70,672,973	700,000	6,625,521	21,001,506
		現年発生補助災害復旧事業（林業施設）	60,367,000	60,367,000		39,317,000	13,600,000		7,450,000
	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業（公共土木施設）	10,300,000	8,419,000			7,500,000		919,000
		現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	810,769,000	770,419,000		510,840,000	248,900,000		10,679,000
計			3,580,162,000	2,920,864,340		2,038,083,342	770,500,000	6,625,521	105,655,477

報告第7号

繰越計算書の報告について

令和3年度天草市病院事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度 天草市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	牛深市民病院医療機器整備事業	円 5,478,000	円 0	円 5,478,000	円 0	円 0	円 5,478,000	円 0	円 0	新型コロナの影響で機器製造に大幅な遅延が生じたため、予算を繰越して使用する。
		栖本病院結核病棟改修事業	42,229,000	0	42,229,000	31,671,000	0	10,558,000	0	0	新型コロナ入院患者の受入れなどで、調査設計業務に不測の期間を要したため、予算を繰越して使用する。
		栖本病院リハビリ機器整備事業	5,934,000	0	5,934,000	4,450,000	0	1,484,000	0	0	新型コロナ入院患者受入れの影響で、リハビリ室改修が遅れたため、予算を繰越して使用する。
		栖本病院空調設備改修設計事業	1,177,000	0	1,177,000	0	0	1,177,000	0	0	新型コロナ入院患者受入れの影響で、現地調査が遅れたため、予算を繰越して使用する。
		新和病院新和保健福祉総合センター改修事業	11,187,000	0	11,187,000	8,390,000	2,600,000	197,000	0	0	調査設計業務に不測の期間を要したため、予算を繰越して使用する。
計			66,005,000	0	66,005,000	44,511,000	2,600,000	18,894,000	0	0	

報告第8号

繰越計算書の報告について

令和3年度天草市水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度 天草市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	(仮称)第二天草瀬戸大橋配水管添架工事	円 34,650,000	円 11,180,000	円 23,470,000	円 0	円 0	円 23,470,000	円 0	円 0	本工事は、熊本県が発注している(仮称)第二天草瀬戸大橋橋桁工事と合わせて、令和3年度から令和4年度までの期間となっているが、県工事の工程が遅れたことにより、令和3年度分の支払金額が前払い金のみであったため、残額を繰越して使用する。
		楠浦ダム長寿命化防災減災事業負担金	6,765,000	0	6,765,000	0	0	6,765,000	0	0	土地改良区発注の工事において、世界的な半導体不足の影響を受け部品調達に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難となったため予算を繰越して使用する。
計			41,415,000	11,180,000	30,235,000	0	0	30,235,000	0	0	

報告第9号

繰越計算書の報告について

令和3年度天草市下水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	今釜新町ポンプ場ポンプ設備改築	円 191,123,754	円 77,123,754	円 114,000,000	円 54,127,301	円 59,300,000	円 572,699	円 0	円 0	特注品の製造のため、令和3年度には実績が上がらず、前払の執行のみとなったため、予算を繰り越す。
		瀬戸雨水ポンプ場ポンプ設備改築	86,680,000	20,680,000	66,000,000	31,445,318	33,600,000	954,682	0	0	特注品の製造のため、令和3年度には実績が上がらず、前払の執行のみとなったため、予算を繰り越す。
		本渡浄化センター設備改築	182,384,246	75,884,246	106,500,000	53,455,656	51,300,000	1,744,344	0	0	特注品の製造のため、令和3年度には実績が上がらず、前払の執行のみとなったため、予算を繰り越す。
計			460,188,000	173,688,000	286,500,000	139,028,275	144,200,000	3,271,725	0	0	

報告第10号

事故繰越し繰越計算書の報告について

令和3年度天草市一般会計予算のうち、翌年度に別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度 天草市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説 明	
				支 出 済 額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国 県 支出金	地方債		
7 土木費	2 道路橋 梁費	市道改良 (交付金) 事業	124,329,344	63,519,000	60,810,344	60,810,344		36,900,000	23,800,000	110,344	<p>令和2年度からの繰越事業である通詞大橋の補修工事について、当初使用を予定していた資材（橋のつなぎ目に設置する収縮装置）では施工期間中の車両の通行に支障がでることが判明し、使用資材の再検討に不測の日数を要したため。</p> <p>令和2年度からの繰越事業である亀川馬場線の用地取得について、新型コロナウイルス感染症の影響による建築資材等の納入の遅れにより、契約相手方の再建等に不測の日数を要したため。</p>	

令和3年度 天草市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説 明	
				支 出 済 額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国 県 支出金	地方債		
5	都市計 画費	熊本天草幹 線道路連絡 街路整備事 業	159,662,359	109,000,000	50,662,359		50,662,359		31,207,970	18,400,000	1,054,389	令和2年度か らの繰越事業で ある下川原茂木 根線の用地取得 について、新型 コロナウイルス 感染症の影響等 により、用地交 渉及び契約相手 方の再建計画等 に不測の日数を 要したため。
		都市計画道 路太田町水 の平線整備 事業	198,860,557	128,900,000	69,960,557		69,960,557		42,492,974	26,000,000	1,467,583	令和2年度か らの繰越事業で ある太田町水の 平線の用地取得 について、新型 コロナウイルス 感染症の影響等 により、用地交 渉及び契約相手 方の再建計画等 に不測の日数を 要したため。

令和3年度 天草市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説 明
				支 出 済 額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国 県 支出金	地方債		
9	教育費	7 社会教育費 文化財保存 整備事業	27,879,234	17,340,000	10,539,234		10,539,234				10,539,234	大矢遺跡指定 地内の用地取得 について、契約 相手方の解体工 事及び登記手続 に不測の日数を 要したため。
10	災害復 旧費	2 公共土 木施設 災害復 旧費 現年発生補 助災害復旧 事業（公共 土木施設）	77,067,276	20,740,000	56,327,276		56,327,276		38,865,000	15,500,000	1,962,276	令和2年度か らの繰越事業で ある災害復旧工 事について、令 和2年発生災害 が牛深地区に集 中したことによ り、入札不調が 多数発生した。 また、令和3年 度においても多 くの災害が発生 したことによ り、慢性的な労 働者不足が生じ たほか、資材調 達の不測の日数 を要したため。
合 計			587,798,770	339,499,000	248,299,770	0	248,299,770	0	149,465,944	83,700,000	15,133,826	

報告第 1 1 号

一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

報告第12号

株式会社うしぶかの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社うしぶかの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

報告第13号

株式会社プラスファイブの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社プラスファイブの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

報告第14号

有限会社愛夢里の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社愛夢里の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和4年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 1 1 4 号

天草市立天草アーカイブズ条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立天草アーカイブズ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市立天草アーカイブズ条例の一部を改正する条例

天草市立天草アーカイブズ条例（平成 1 8 年天草市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「天草市五和町御領 2 9 4 3 番地」を「天草市志柿町 6 3 3 5 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 2 3 日から施行する。

（提案理由）

天草市立天草アーカイブズの移転に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 115 号

天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市税条例等の一部を改正する条例

(天草市税条例の一部改正)

第 1 条 天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 第 1 項中「交付手数料は」を「交付（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は」に改める。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 34 条の 9 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「であって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しないもの」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第73条の2第1項中「」の閲覧」の次に「（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「交付手数料は」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第25条を削る。

（天草市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 天草市税条例等の一部を改正する条例（令和3年天草市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち天草市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しないものを除く」を「有するもの」に改める。

附則第3条中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中天草市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第25条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中天草市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項並びに第36条の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第16条の3第2項、第20

条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（天草市税条例等の一部を改正する条例附則第3条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中天草市税条例第18条の4第1項、第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和6年4月1日

(4) 第1条中天草市税条例附則第10条の2第2項の改正規定 公布の日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の天草市税条例第18条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の天草市税条例（次項において「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「第1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、第1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の天草市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、第1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、第1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の天草市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の天草市税条例第73条の2第1項（地

方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。

- 2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の天草市税条例第73条の3第1項(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

(提案理由)

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 116 号

天草市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

天草市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市手数料条例の一部を改正する条例

天草市手数料条例（平成 18 年天草市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 106 号中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

別表第 6 中「長期優良住宅建築等計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画に関する認定申請又は変更認定申請手数料」に改め、同表増築又は改築の場合の項中「増築又は改築の場合」を「増築若しくは改築の場合又は建築行為を伴わない場合」に、「確認書が添付された場合」を「確認書又は建設住宅性能評価書が添付された場合」に、「確認書が添付されない場合」を「確認書及び建設住宅性能評価書のいずれも添付されない場合」に改め、同表中備考 6 を備考 7 とし、備考 5 を備考 6 とし、備考 4 を備考 5 とし、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次のように加える。

3 この表において「建設住宅性能評価書」とは、品確法第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価書（建設された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

手数料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 117 号

天草市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

天草市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市建築基準条例の一部を改正する条例

天草市建築基準条例（平成 23 年天草市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条中「第 85 条第 5 項又は第 6 項」を「第 85 条第 6 項又は第 7 項」に、「第 87 条の 3 第 5 項又は第 6 項」を「第 87 条の 3 第 6 項又は第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。  
これが、この条例を提出する理由である。

議第 118 号

熊本市町村総合事務組合同規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、熊本市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

熊本市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

熊本市町村総合事務組合同規約（平成 16 年 9 月 29 日熊本県指令市町村第 16 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本市町村総合事務組合同規約の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

（提案理由）

熊本市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 119 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 御所浦恐竜の島博物館建築工事   |
| 2 | 工事場所   | 天草市御所浦町 地内   |
| 3 | 契約の方法  | 条件付一般競争入札  |
| 4 | 契約の金額  | 924,000,000 円  |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市今釜新町3712番地1<br>名称 昭和・大昌・有江特定建設工事共同企業体<br>代表者 昭和建設工業株式会社 代表取締役 佐々木 康人 |

(提案理由)

予定価格が1億5千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成18年天草市条例第59号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 120 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 4 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的  | 御所浦恐竜の島博物館機械設備工事   |
| 2 | 工事場所   | 天草市御所浦町 地内   |
| 3 | 契約の方法  | 条件付一般競争入札  |
| 4 | 契約の金額  | 174,570,000 円  |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市東町13番地3-101<br>名称 飯塚電機工業株式会社 天草営業所<br>代表者 所長 松岡 龍二 |

(提案理由)

予定価格が1億5千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成18年天草市条例第59号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 2 1 号

令和 4 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 949,936 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,276,146 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,686,279	949,936	8,636,215
	1 国庫負担金	5,699,448	101,035	5,800,483
	2 国庫補助金	1,968,623	848,901	2,817,524
補正されなかった款項に係る額		48,639,931		48,639,931
歳入合計		56,326,210	949,936	57,276,146

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,231,893	254,331	17,486,224
	1 社会福祉費	5,085,503	125,018	5,210,521
	3 児童福祉費	6,141,729	129,313	6,271,042
4 衛生費		6,316,559	151,132	6,467,691
	1 保健衛生費	1,149,676	151,132	1,300,808
6 商工費		2,164,488	544,473	2,708,961
	1 商工費	2,164,488	544,473	2,708,961
補正されなかった款項に係る額		30,613,270		30,613,270
歳 出 合 計		56,326,210	949,936	57,276,146

議第 1 2 2 号

令和 4 年度天草市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度天草市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 467,876 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,744,022 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 7 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,636,215	239,578	8,875,793
	2 国庫補助金	2,817,524	239,578	3,057,102
16 県支出金		3,860,980	40,518	3,901,498
	2 県補助金	1,178,876	40,518	1,219,394
19 繰入金		2,195,704	21,780	2,217,484
	2 基金繰入金	2,195,704	21,780	2,217,484
21 諸収入		656,521	12,300	668,821
	5 雑入	574,313	12,300	586,613
22 市債		6,471,800	153,700	6,625,500
	1 市債	6,471,800	153,700	6,625,500
補正されなかった款項に係る額		35,454,926		35,454,926
歳入合計		57,276,146	467,876	57,744,022

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,352,549	155,272	11,507,821
	1 総務管理費	10,617,148	155,272	10,772,420
3 民生費		17,486,224	52,672	17,538,896
	3 児童福祉費	6,271,042	52,672	6,323,714
5 農林水産業費		2,246,901	58,385	2,305,286
	1 農業費	1,325,486	30,385	1,355,871
	3 水産業費	610,736	28,000	638,736
6 商工費		2,708,961	201,547	2,910,508
	1 商工費	2,708,961	201,547	2,910,508
補正されなかった款項に係る額		23,481,511		23,481,511
歳 出 合 計		57,276,146	467,876	57,744,022

第2表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域情報化事業	120,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
農林業施設整備事業	11,400	〃	〃	〃

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
コミュニティセンター整備事業	40,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	50,600	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
農業農村整備事業	114,300	〃	〃	〃	114,900	〃	〃	〃
漁港施設整備事業	153,500	〃	〃	〃	164,700	〃	〃	〃

議第123号

令和4年度天草市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度天草市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（2）延患者数	218,926 人	△ 2,920 人	216,006 人
入院患者数 一般病床	54,750 人	△ 2,190 人	52,560 人
結核病床	2,190 人	△ 730 人	1,460 人
（3）一日平均患者数	691 人	△ 8 人	683 人
入院患者数 一般病床	150 人	△ 6 人	144 人
結核病床	6 人	△ 2 人	4 人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	収 入	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	4,122,656 千円		246,077 千円	4,368,733 千円
第1項 医業収益	3,401,058 千円		△78,748 千円	3,322,310 千円
第2項 医業外収益	721,586 千円		324,825 千円	1,046,411 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「303,379千円」を「318,705千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「1,964千円」を「2,118千円」に、過年度分損益勘定留保資金「301,415千円」を「316,587千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	収 入	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	448,490 千円		18,700 千円	467,190 千円
第4項 県補助金	15,079 千円		18,700 千円	33,779 千円
		支 出		
第1款 資本的支出	751,869 千円		34,026 千円	785,895 千円
第1項 建設改良費	432,011 千円		34,026 千円	466,037 千円

令和4年6月7日提出

天草市長 馬場 昭治